

令和8年度KCみやぎ産学共同研究会企画運營業務企画提案に係る質問への回答

令和8年5月20日 宮城県産業技術総合センター

No.	質問内容	質問への回答
1	<p>既存製品を活用した「実用化・実証評価」の対象可否について</p> <p>既に開発・製造している商品について、その効果を大学等の学術機関で科学的に検証・データ化し、実用化の精度を高めることを目的とした研究会は、仕様書4（3）「新技術の実用化や新製品の開発等に関する調査、分析、研究」および（5）「実用化に向けた実証実験、実証評価」の対象となりますでしょうか。</p>	<p>対象となります。</p>
2	<p>「成果物の販売禁止」の適用範囲について</p> <p>仕様書6（2）へにおいて「本事業の成果物（試作品等）を販売してはならない」とありますが、「既存の製品」を研究材料（原材料）として使用し、実証実験を行う場合、以下の認識でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本研究会の枠組み（予算）とは別に、企業が現在行っている既存製品の通常販売を制限するものではなく禁止されるのは、あくまで予算で新たに製造した「特定の試作ロット」や、実験に使用した製品等の直接的な販売である。 	<p>ご認識のとおりです。</p>
3	<p>委託費の支払時期と契約主体について</p> <p>本業務の委託費は、原則として業務完了後の精算払となりますでしょうか。</p> <p>また、県内に事業所を有する企業と大学が共同で実施する場合、契約の主体は構成機関である「大学」側になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>委託費の支払時期： お見込みのとおりです。</p> <p>契約主体： 6応募資格の条件を満たすKCみやぎ推進ネットワーク構成機関であり、学術機関だけでなく、支援機関、経済・産業団体、金融機関との契約となる場合もあります。</p>